

鴨川放射能モニタリングプロジェクト 組織概要

発 足 日 平成23年10月1日
代 表 岡野大和

1. 発足趣旨

2011年3月11日に発生した東日本大震災は地震のみならず、1000年に一度と言われる大津波が東日本太平洋岸を襲い、多数の死者・行方不明者と甚大な被害をもたらしました。東京電力福島第一原子力発電所では地震と津波により、冷却機能が失われ、極めて深刻な状況に陥りました。冷却機能がはたらかなくなり、「空焚き」状態となった炉心は溶融し、メルトダウン、さらには格納容器の底も抜け溶融した燃料が漏れ出すというメルトスルーを起こしたと推測されています。事故発生から半年以上が経過した現在でも現場では懸命な対策が行われていますが、完全な収束、廃炉への道のりはまだまだ長く、明確な見通しは立っていません。

福島第一原発事故は、1986年のチェルノブイリ原子力発電所以来となる、国際尺度では最悪のレベル7と認定されました。膨大な量の放射性物質（放射能）が放出され、現在でも当初量よりは極めて少なくなったものの、放射能の漏洩は継続しており、その封じ込めに必死な対策が講じられています。

放出された放射性物質は、特に事故直後の3月15日前後、さらに3月22日前後に気流に乗って拡散し、各地にフォールアウト（降下）しました。千葉県北部地域と比べれば、桁違いに少ない量ではありますが、私たちの住む鴨川もその影響を受けてしまいました。取り分け、高濃度の放射能ブリュームが通過したとされる、原発から北西のエリア、さらに千葉県では柏市や松戸市といった東葛飾地域に高濃度の汚染箇所（ホットスポット）が発見されています。

幸いにも鴨川市は当時の気候条件によって、多量なフォールアウトには見舞われませんでした。市内ではいまのところホットスポットは発見されておらず、千葉県北部と比べると、大気中の放射線量の上昇幅も小さく（現在はほぼ平時に戻りつつある）、土壌の汚染度も放射性セシウム134・137の総量で20～50ベクレル/kg程度と比較的低レベルで済んでいます。2011年3月24日から開始した市内水道水源の検査においても放射性ヨウ素、放射性セシウムともに測定限界値以下（不検出）であり、また浄水場の汚泥検査でも低いレベルの結果を得ています。当地で生産、収穫される農作物に関しては安心して問題のないレベルであると言えそうです。

しかしながら、現代社会においては他の地域で生産、収穫・漁獲された食品を口にする機会も多く、また政府が暫定的とは言っても、国民に丁寧な説明のないまま、事故前と比べて大幅に緩めた基準値（放射性ヨウ素 2000ベクレル/kg・放射性セシウム 500ベクレル/kg 等）を設定したことによって、多くの国民に不安が生じており、中には政府や当局の発表、安全基準を全く信頼していない人も少なからず見受けられます。

鴨川市民においても同様であり、特に小さな子どもをもつ保護者の間では子どもの健康を守りたいという思いから、学校給食など、放射線・放射能の影響について大きな不安を抱いています。

このような状況において、私たちは国や県・市といった行政当局だけに頼ることなく、市民自らしっかりと放射能・放射線に対するリテラシーを高め、さらに自主的な検査を通じて、安心安全の裏づけを行っていく必要性を強く感じ、鴨川放射能モニタリングプロジェクト（Kamogawa Radiation Monitoring Project：略称 K a R M o 〈カルモ〉）を立ち上げるに至りました。

2. 目的

- ① 市民による自主的なモニタリングを通じて、市民自らが理性的に冷静に判断し、安心して生活できる地域づくりを目指します。
- ② 行政、地元業界団体とも連携・協力し、地域をあげての防護対策を実施する。
- ③ 特に未来を担う子どもたちへの放射線防護について万全を期す。

3. 活動内容

- ① 正しい知見を通じた安心
 - (1) 地域住民・保護者を対象とした放射能・放射線に関するセミナー
 - (2) 地域住民・保護者に行政当局・専門家を交えた意見交換会
 - (3) 小中学生を対象とした放射能・放射線に関する特別授業
 - (4) 放射能・放射線に関する基礎知識、鴨川市における状況などをわかりやすく情報発信
- ② 科学的・数値的検査を通じた安心
 - (1) 環境放射能・放射線のモニタリング
 - イ) 大気中放射線量
 - ロ) 校庭・公園・田畑等の土壌汚染
 - ハ) 水道水・井戸水・湧水・河川水・海水等の水質汚染
 - ニ) 他、ホットスポット有無等の出張検査
 - (2) 食品の放射能モニタリング
 - イ) 農産物
 - ロ) 畜産物・乳製品
 - ハ) 水産物
 - ニ) 学校給食
 - ホ) その他食品
 - (3) モニタリング結果の情報発信（主にホームページ上）

4. 会員資格

本プロジェクトの趣旨・目的に賛同する者であれば、居住地、年齢、性別等問わずだれでも会員になることができる。

5. 入会金・年会費等

入会金は1口5,000円とする。（口数の制限はない）
年会費は会員にて協議の上、別途取り決めるものとする。

6. 役員及び任期

会の運営のため、代表1名、事務局長1名を置く。また、必要に応じて、副代表を若干名置く。任期は1年間とし、特段の申し出、選任等がなければ、自動的に再任されていくものとする。
なお、事務局長は代表が兼任できるものとする。

7. 事業年度

本会の事業年度は3月11日より翌年3月10日までとする。
ただし、発足初年度は10月1日より翌年3月10日までとする。

8. その他

会の運営は会員の協議を経て、役員にて取り決めて執行するものとする。
(本取り決めは平成23年10月1日に施行するものとする)

<事務局>

〒299-5503 千葉県鴨川市天津 2954 番地
TEL 04-7099-5077 FAX 04-7099-5066